



鳥取県公報

令和6年9月10日（火）
第9627号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公共測量の実施（3件）（522～524）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の終了（2件）（525・526）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（527）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 3
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・ 3
◇ 調達公告	落札者の決定（衛生環境研究所）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第522号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成及び3D都市モデル作成）
- 2 作業期間 令和6年8月29日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 米子市

鳥取県告示第523号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取港湾事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年9月9日から令和7年2月21日まで
- 3 作業地域 岩美郡岩美町大字大谷

鳥取県告示第524号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間 令和6年8月30日から同年12月5日まで
- 3 作業地域 東伯郡琴浦町大字三本杉

鳥取県告示第525号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業地域 東伯郡湯梨浜町大字北福
- 3 終了年月日 令和6年2月19日

鳥取県告示第526号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3

項の規定により告示する。

令和6年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 東伯郡琴浦町大字金屋
- 3 終了年月日 令和5年12月11日

鳥取県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月10日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 日翔会	日野郡日野町 根雨909-1	おしどり荘訪問介護 事業所	日野郡日野町根雨 899-1	重度訪問介護	令和6年9 月30日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和6年9月10日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年10月6日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
令和6年10月13日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	〃	〃	6人
令和6年10月15日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和6年10月28日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年10月1日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和6年10月8日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年10月22日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年10月29日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年10月29日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年9月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析装置 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和6年8月22日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | とりぎんリース株式会社
鳥取市扇町9-2 |
| 5 落札金額 | 49,830,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和6年7月5日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所
東伯郡湯梨浜町南谷526-1 |